## アスベストに関する調査結果の概要について

令和6年10月10日 環境管理課 大気・水質チーム 電話 018-860-1603

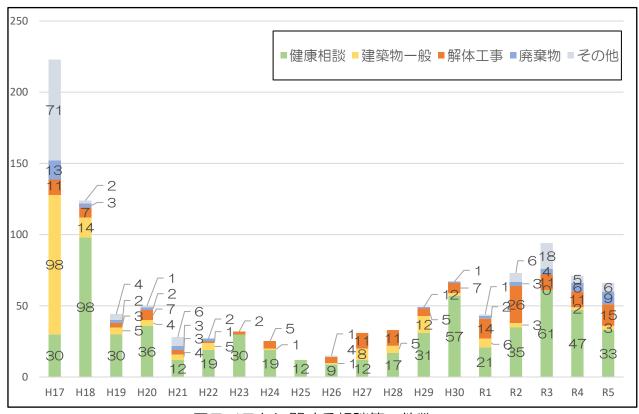
県では、平成 17 年6月にアスベストによる健康被害が全国的に社会問題になったことを受け、「アスベスト問題連絡協議会」を設置し、毎年度、県内の状況を調査しています。 令和5年度の調査結果は、次のとおりです。

### 1 相談・問い合わせの状況に関する調査

県内の保健所などの関係機関には、アスベストに関する相談や問合せが寄せられています。

アスベスト問題が社会問題となった平成17年の相談等件数は223件と多くの相談 等が寄せられましたが、平成19年からは50件程度に減少しています。

近年は増加傾向にありますが、令和5年度は66件の相談等がありました。このうち健康に関する相談が33件と最も多く、他に建築物対策に関する相談が18件、廃棄物処理に関する相談が9件、その他の相談が6件でした。



アスベストに関する相談等の件数

#### 2 石綿健康被害救済法に基づく申請、請求及び認定の状況に関する調査

石綿により中皮腫等の診断を受けた方やそれらのご病気により亡くなられた方などは、 石綿健康被害救済法に基づき、救済制度の適用を受けることができます。

これらの適用状況を把握するため、県では当該制度開始以降、申請等件数と認定の状況を調査しています。

令和5年度は合計で19件の申請等があり、そのうち13件が認定の決定を受けています。

		石綿健康被害救済制度による救済給付			特別遺族給付金 (年金及び一時金)	^=I	
	受付先	秋田県	秋田市	環境再生保全機構又は 環境省地方環境事務所	労働局	合計	
H17 ~R4	申請•請求件数	58	24	52	5	139	
	認定決定件数	96			1	97	
R5	申請•請求件数	3(61)	2(26)	12(64)	2(7)	19(158)	
	認定決定件数	12(108)			1(2)	13(110)	

<sup>※</sup> 括弧内の数は制度創設(平成 18年3月27日)からの累計。

### 石綿健康被害救済制度とは

石綿健康被害救済制度は、石綿を吸入することにより指定疾病にかかった方及び そのご遺族等で労災等による補償の対象とならない方に対して救済給付を支給する 制度です。

指定疾病とは、アスベスト(石綿)を吸入することにより発症する、中皮腫、肺がん、著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺、著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚の4種類です。

石綿による健康被害の救済のため支給される給付の種類には、次のものがあります。

- (1)療養中の方(療養者に対する認定を受けた方)に、①医療費、②療養手当
- (2) 療養中の方(療養者に対する認定を受けた方)がお亡くなりになった場合に そのご遺族に、①葬祭料、②救済給付調整金
- (3) ご遺族(ご遺族に対する認定を受けた方)に、①特別遺族弔慰金、②特別葬祭料

救済給付を受けるには、申請・認定が必要です。

申請の受付は、独立行政法人環境再生保全機構、環境省地方環境事務所、保健所等で行っています。

「令和5年度石綿健康被害救済制度運用に係る統計資料」一部抜粋

### 3 吹付けアスベストの使用状況等に関する調査

県では、民間建築物を含め、県内の吹付けアスベストを使用する建築物の施設数を調査し、それらの建築物のアスベスト使用状況等を取りまとめ、毎年度更新しています。

令和5年度は除去対策工事を講じた施設が3件、分析の結果アスベストが非含有と判明した施設が2件ありました。また、新たに判明した未対策施設が1件、対策工事が不完全であると判断したため、未対策施設と整理された施設が1件ありました。

なお、未対策施設に対しては、早期に除去等の対策を講じるよう要請するなど、アスベスト対策の推進を図っています。

対象施設	吹付けア スベスト 使用施設 数 <sub>※2</sub>	うち、 除去対策 工事済施 設数	うち、囲い 込み・対策 込め対策 事済等施設 数	対策済 施設数 (小計)	対策工事実施率	未対策施設数
県有建築物	51	51	0	51	100%	0
市町村有建築物※3	127(+1)	115(+1)	9(-1)	124	98%	3(+1)
民間建築物	113(-2)	74(+1)	29(-1)	103	91%	10(-2)
合計	291(-1)	240(+2)	38(-2)	278	96%	13(-1)

<sup>※1</sup> 括弧内の数は、令和4年度調査結果と比較した増減数です。

<sup>※2 「</sup>吹付けアスベスト使用施設数」は、新たな使用施設の発見又は未使用の判明等により、 増減する場合があります。

<sup>※3</sup> 市町村有建築物の未対策等施設については、参考資料を参照してください。

# 市町村有建築物の未対策等施設について

## (1) 未対策施設

市町村名	使用施設名	使用箇所	今後の対応等
仙北市	旧市立角館総合病院	ボイラー室(天井)・壁	立入制限
	市立角館樺細工伝承館	地下室(天井)•壁	立入制限
井川町	歯科衛生センター(未使用)	機械室(壁・天井)	用途廃止

## (2) 囲い込み・封じ込め対策施設

市町村名	使用施設名	使用箇所	備考	
能代市	ニツ井公民館(旧福祉会館)	講堂(控室・控室トル・調光室)・ 2F(物品庫・通路)・大会議室	講堂:一部除去 その他:囲い込み措置済	
男鹿市	男鹿市本庁舎	パッケージ室・ファンルーム の壁・天井	封じ込め措置済	
湯沢市	旧皆瀬学校給食センター(未使用)	調理室の梁部分·洗浄室·倉 庫·廊下(天井)	封じ込め措置済	
	雄勝中学校	屋内運動場	封じ込め措置済	
大仙市	大曲仙北広域市町村圏組合消 防本部・神岡分署庁舎車庫	車庫天井・内壁一部	封じ込め措置済	
	大曲仙北広域市町村圏組合消 防本部・南外分署庁舎車庫	車庫天井・内壁一部	封じ込め措置済	
五城目町	農村環境改善センター	折板屋根裏	囲い込み措置済	
羽後町	五輪坂ハイツ	機械室(天井)	囲い込み措置済	
	町立羽後病院	旧館ボイラー室(壁・天 井)	封じ込め措置済	

<sup>※</sup> 調査機関が施設名を公表しているもののみ掲載しています。